

社会福祉法人つむぎ福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人つむぎ福祉会（以下「この法人」という）の定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通りの報酬等を支給する。

(1) **常勤役員（役員のうち当法人を主たる勤務場所とするもの）**については、報酬を支給する。

(2) 非常勤役員（役員のうち常勤役員以外の者）については、報酬を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表に定める額とする。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表に定める額とする。

(2) 理事会又は評議員会への出席及び必要な職務にあたり発生する交通費は、実費支給する。

(報酬の支払い日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、常勤役員に対しては、毎月25日に支払うものとするものとし、非常勤役員に対しては、毎月15日に支払うものとする。支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

補則この規程に定めのない事項に関しては、理事会の承認を得るものとする。

別表

名称	報酬	実費弁償費
常勤理事	月額20,000円	会議等への出席及び必要な職務にあたり発生する交通費
非常勤理事	日額10,000円	会議等への出席及び必要な職務にあたり発生する交通費
評議員	なし	会議等への出席及び必要な職務にあたり発生する交通費
監事	日額10,000円	会議等への出席及び必要な職務にあたり発生する交通費